

令和 7 年江南市議会 7 月臨時会議案目録

令和 7 年 7 月 3 0 日

議案第 7 0 号	古知野東小学校外 1 校体育館空調設備設置工事請負契約の締結について	P	2
議案第 7 1 号	古知野西小学校外 1 校体育館空調設備設置工事請負契約の締結について	P	4
議案第 7 2 号	布袋小学校外 1 校体育館空調設備設置工事請負契約の締結について	P	6
議案第 7 3 号	宮田小学校外 1 校体育館空調設備設置工事請負契約の締結について	P	8
議案第 7 4 号	草井小学校外 1 校体育館空調設備設置工事請負契約の締結について	P	10
議案第 7 5 号	古知野中学校外 2 校体育館空調設備設置工事請負契約の締結について	P	12
議案第 7 6 号	宮田中学校外 1 校体育館空調設備設置工事請負契約の締結について	P	14
議案第 7 7 号	令和 7 年度江南市一般会計補正予算（第 4 号）	P	17
報告第 1 2 号	損害賠償の額を定めることについての専決処分について	P	32

令和7年議案第70号

古知野東小学校外1校体育館空調設備設置工事請負契約の締結について

令和7年7月14日一般競争入札に付した古知野東小学校外1校体育館空調設備設置工事について、下記のとおり契約を締結するため、江南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年7月30日提出

江南市長 澤田 和延

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 古知野東小学校外1校体育館空調設備設置工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 金 151,250,000円 |
| 4 契約の相手方 | 江南市赤童子町白山111番地1
祖父江工業株式会社
代表取締役 祖父江 孝明 |

提案理由

この案を提出するのは、古知野東小学校外1校体育館空調設備設置工事を施工するため、必要があるからであります。

(参 考)



仮 契 約 書

- 1 工 事 名 古知野東小学校外1校体育館空調設備設置工事
- 2 工 事 場 所 江南市宮後町船渡58番地外1
- 3 工 期 自 本契約成立の翌日
至 令和8年3月13日
- 4 契約金額 金151,250,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金13,750,000 円
- 5 契約保証金 保証事業会社の保証

上記の工事について、発注者江南市と受注者祖父江工業株式会社との間に別添条項により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

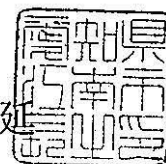
この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令和7年7月16日

発注者 江南市
市長

澤田 和延



受注者

江南市赤土町白山1番地の1
祖父江工業株式会社
代表取締役 祖父江孝明



令和 7 年議案第 7 1 号

古知野西小学校外 1 校体育館空調設備設置工事請負契約の締結について

令和 7 年 7 月 1 4 日一般競争入札に付した古知野西小学校外 1 校体育館空調設備設置工事について、下記のとおり契約を締結するため、江南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 3 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 7 月 3 0 日提出

江南市長 澤田 和延

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 古知野西小学校外 1 校体育館空調設備設置工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 金 1 6 8, 8 5 0, 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 一宮市富士三丁目 5 番 1 5 号
村川設備工業株式会社
代表取締役 岡本 久 |

提案理由

この案を提出するのは、古知野西小学校外 1 校体育館空調設備設置工事を施工するため、必要があるからであります。

(参 考)

仮 契 約 書



- 1 工 事 名 古知野西小学校外1校体育館空調設備設置工事
- 2 工 事 場 所 江南市東野町郷前西88番地外1
- 3 工 期 自 本契約成立の翌日
至 令和8年3月13日
- 4 契 約 金 額 金168,850,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金15,350,000 円
- 5 契約保証金 公共工事履行保証証券による保証

上記の工事について、発注者江南市と受注者村川設備工業株式会社との間に別添条項により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

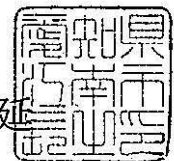
この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令和7年7月16日

発注者 江南市
市 長

澤田 和延



受注者

一宮市富田町15番15号
村川設備工業株式会社
代表取締役 久



令和 7 年議案第 7 2 号

布袋小学校外 1 校体育館空調設備設置工事請負契約の締結について

令和 7 年 7 月 1 4 日一般競争入札に付した布袋小学校外 1 校体育館空調設備設置工事について、下記のとおり契約を締結するため、江南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 3 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 7 月 3 0 日提出

江南市長 澤田 和延

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 布袋小学校外 1 校体育館空調設備設置工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 金 1 5 0, 9 2 0, 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 江南市古知野町塔塚 6 5 番地
株式会社アンキ設備
代表取締役 西澤 一人 |

提案理由

この案を提出するのは、布袋小学校外 1 校体育館空調設備設置工事を施工するため、必要があるからであります。

(参 考)



仮 契 約 書

- 1 工 事 名 布袋小学校外1校体育館空調設備設置工事
- 2 工 事 場 所 江南市布袋下山町南167番地外1
- 3 工 期 自 本契約成立の翌日
至 令和8年3月13日
- 4 契 約 金 額 金150,920,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金13,720,000 円
- 5 契約保証金 保証事業会社の保証

上記の工事について、発注者江南市と受注者株式会社アンキ設備との間に別添条項により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

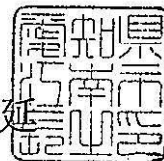
この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令和7年7月16日

発注者 江南市
市長

澤田 和延



受注者

江南市古知町塔塚65
株式会社アンキ設備
代表取締役 西澤 一夫

令和 7 年議案第 7 3 号

宮田小学校外 1 校体育館空調設備設置工事請負契約の締結について

令和 7 年 7 月 1 4 日一般競争入札に付した宮田小学校外 1 校体育館空調設備設置工事について、下記のとおり契約を締結するため、江南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 3 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 7 月 3 0 日提出

江南市長 澤田 和延

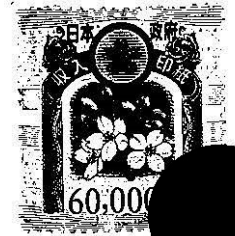
記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 宮田小学校外 1 校体育館空調設備設置工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 金 1 5 5, 1 0 0, 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 江南市村久野町門弟山 7 5 番地 1
東海設備株式会社
代表取締役 野田 龍一 |

提案理由

この案を提出するのは、宮田小学校外 1 校体育館空調設備設置工事を施工するため、必要があるからであります。

(参 考)



仮 契 約 書

- 1 工 事 名 宮田小学校外1校体育館空調設備設置工事
- 2 工 事 場 所 江南市後飛保町両家125番地外1
- 3 工 期 自 本契約成立の翌日
至 令和8年3月13日
- 4 契約金額 金155,100,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金14,100,000 円
- 5 契約保証金 保証事業会社の保証

上記の工事について、発注者江南市と受注者東海設備株式会社との間に別添条項により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

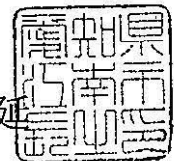
この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令和7年7月16日

発注者 江南市
市長

澤田 和延



受注者

愛知県江南市村松町山75番地1
東海設備株式会社
代表取締役 野田 龍一



令和 7 年議案第 7 4 号

草井小学校外 1 校体育館空調設備設置工事請負契約の締結について

令和 7 年 7 月 1 4 日一般競争入札に付した草井小学校外 1 校体育館空調設備設置工事について、下記のとおり契約を締結するため、江南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 3 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 7 月 3 0 日提出

江南市長 澤田 和延

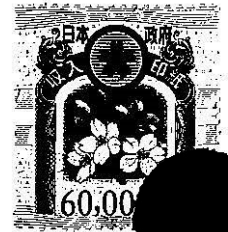
記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 草井小学校外 1 校体育館空調設備設置工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 金 1 6 3, 3 5 0, 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 江南市古知野町熱田 2 0 番地
株式会社ジェーケー・サービス
代表取締役 福田 直樹 |

提案理由

この案を提出するのは、草井小学校外 1 校体育館空調設備設置工事を施工するため、必要があるからであります。

(参 考)



仮 契 約 書

- 1 工 事 名 草井小学校外1校体育館空調設備設置工事
- 2 工 事 場 所 江南市小杣町長者毛西1番地外1
- 3 工 期 自 本契約成立の翌日
至 令和8年3月13日
- 4 契 約 金 額 金163,350,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金14,850,000 円
- 5 契約保証金 保証事業会社の保証

上記の工事について、発注者江南市と受注者株式会社ジェーケー・サービスとの間に別添条項により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

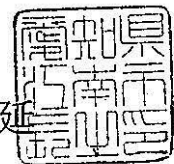
この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令和7年7月16日

発注者 江南市
市長

澤田 和延



受注者

株式会社ジェーケー・サービス
・代表取締役 福岡 直樹
〒483-8207 愛知県江南市清和町熱田20番地
TEL 0587-54-0500 FAX 0587-59-7181



令和 7 年議案第 7 5 号

古知野中学校外 2 校体育館空調設備設置工事請負契約の締結について

令和 7 年 7 月 1 4 日一般競争入札に付した古知野中学校外 2 校体育館空調設備設置工事について、下記のとおり契約を締結するため、江南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 3 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 7 月 3 0 日提出

江南市長 澤田 和延

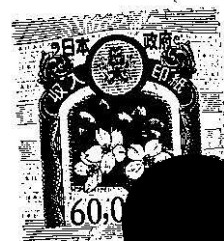
記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 古知野中学校外 2 校体育館空調設備設置工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 金 2 4 2, 0 0 0, 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 江南市古知野町熱田 2 9 番地
大興建設株式会社江南営業所
所長 中村 宏唯 |

提案理由

この案を提出するのは、古知野中学校外 2 校体育館空調設備設置工事を施工するため、必要があるからであります。

(参 考)



仮 契 約 書

- 1 工 事 名 古知野中学校外2校体育館空調設備設置工事
- 2 工 事 場 所 江南市高屋町遠場148番地外2
- 3 工 期 自 本契約成立の翌日
至 令和8年3月13日
- 4 契 約 金 額 金242,000,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金22,000,000 円
- 5 契約保証金 銀行等の保証

上記の工事について、発注者江南市と受注者大興建設株式会社江南営業所との間に別添条項により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

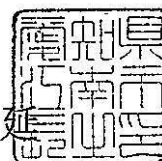
この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令和7年7月16日

発注者 江南市
市長

澤田 和延



受注者

江南市古知野町遠場29番地
大興建設株式会社江南営業所
所長 田中 宏唯



令和 7 年議案第 7 6 号

宮田中学校外 1 校体育館空調設備設置工事請負契約の締結について

令和 7 年 7 月 1 4 日一般競争入札に付した宮田中学校外 1 校体育館空調設備設置工事について、下記のとおり契約を締結するため、江南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 3 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 7 月 3 0 日提出

江南市長 澤田 和延

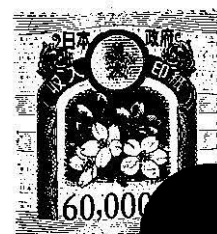
記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 宮田中学校外 1 校体育館空調設備設置工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 金 1 8 5, 9 0 0, 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 江南市宮後町砂場東 2 6 1 番地
株式会社ヤジマ
代表取締役 矢島 聡 |

提案理由

この案を提出するのは、宮田中学校外 1 校体育館空調設備設置工事を施工するため、必要があるからであります。

(参 考)



仮 契 約 書

- 1 工 事 名 宮田中学校外1校体育館空調設備設置工事
- 2 工 事 場 所 江南市後飛保町前川210番地外1
- 3 工 期 自 本契約成立の翌日
至 令和8年3月13日
- 4 契約金額 金185,900,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金16,900,000 円
- 5 契約保証金 保証事業会社の保証

上記の工事について、発注者江南市と受注者株式会社ヤジマとの間に別添条項により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

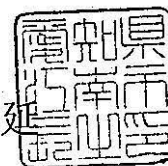
この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令和7年7月16日

発注者

江南市
市長

澤田 和延



受注者

愛知県江南市宮後町後飛保261番地
株式会社ヤジマ
代表取締役 矢島 聡



令和 7 年議案第 7 7 号

令和 7 年度江南市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度江南市の一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 32,972 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38,826,209 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 7 月 3 0 日提出

江南市長 澤田 和延

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県 支 出 金		千円 2, 784, 388	千円 2, 562	千円 2, 786, 950
	2 県 補 助 金	773, 332	2, 562	775, 894
19 繰 入 金		2, 784, 057	62, 022	2, 846, 079
	1 基 金 繰 入 金	2, 783, 052	62, 022	2, 845, 074
21 諸 収 入		1, 675, 899	△31, 612	1, 644, 287
	5 雑 入	1, 426, 194	△31, 612	1, 394, 582
歳 入 合 計		38, 793, 237	32, 972	38, 826, 209

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 3,977,172	千円 13,101	千円 3,990,273
	1 総 務 管 理 費	3,022,765	13,101	3,035,866
3 民 生 費		18,895,893	11,071	18,906,964
	2 児 童 福 祉 費	7,867,141	11,071	7,878,212
6 農 林 水 産 業 費		233,675	7,752	241,427
	1 農 業 費	233,635	7,752	241,387
10 教 育 費		5,090,771	1,048	5,091,819
	5 保 健 体 育 費	1,935,826	1,048	1,936,874
歳 出 合 計		38,793,237	32,972	38,826,209

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
16 県支出金	2,784,388	2,562	2,786,950
19 繰入金	2,784,057	62,022	2,846,079
21 諸収入	1,675,899	△31,612	1,644,287
歳入合計	38,793,237	32,972	38,826,209

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	3,977,172	13,101	3,990,273
3 民生費	18,895,893	11,071	18,906,964
6 農林水産業費	233,675	7,752	241,427
10 教育費	5,090,771	1,048	5,091,819
歳出合計	38,793,237	32,972	38,826,209

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			13,101
2,562			8,509
			7,752
		△31,612	32,660
2,562		△31,612	62,022

2 歳 入

1 6 款 県支出金

1 9 款 繰入金

2 1 款 諸収入

科 目			補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項	目			
16		県支出金	2,784,388	2,562	2,786,950
	2	県補助金	773,332	2,562	775,894
		2 民生費県補助金	611,319	2,562	613,881
19		繰入金	2,784,057	62,022	2,846,079
	1	基金繰入金	2,783,052	62,022	2,845,074
		1 基金繰入金	2,783,052	62,022	2,845,074
21		諸収入	1,675,899	△31,612	1,644,287
	5	雑入	1,426,194	△31,612	1,394,582
		2 雑入	1,425,940	△31,612	1,394,328
		計	38,793,237	32,972	38,826,209

[単位：千円]

節		説	明
区	分		
2	児 童 福 祉 費 金 補 助 金	2,562	[こども未来課] 保育所等給食費軽減対策支援金 3,843,000円×2/3
1	基 礎 入 金	62,022	[財政課] 江南市財政調整基金繰入金
9	学 校 給 食 セ ン タ ー 給 食 費 金 給 食 徴 収 金	△31,612	[学校給食課] 小学校児童職員徴収金 中学校生徒職員徴収金

3 歳 出

2 款 総務費
1 項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
6 行 政 事 務 費	298,718	13,101	311,819				13,101	1報 酬	9,858
								10需 用 費	15
								11役 務 費	135
								12委 託 料	3,000
								13使 用 料 及 賃 借 料	93
計	3,022,765	13,101	3,035,866				13,101		

3 款 民生費
2 項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 こ ど も 保 育 費	6,808,011	11,071	6,819,082	2,562			8,509	18負担金、 補助及び 交 付 金	11,071
計	7,867,141	11,071	7,878,212	2,562			8,509		

2-1-6 行政事務費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
〔いじめ問題調査事業〕 ・いじめ問題調査委員会事業 1 報酬 13,101 調査委員会委員 9,858 調査委員会臨時委員 5,458 10 需用費 4,400 消耗品費 15 参考図書 10 一般事業用 5 11 役務費 135 郵便料 12 委託料 3,000 報告書作成等委託料 13 使用料及び賃借料 93 会場借上料	

3-2-1 こども保育費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
〔保育園運営事業〕 ・保育園指定管理事業（物価高騰対策） 18 負担金、補助及び交付金 7,228 保育園等運営支援補助金	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 目的 物価高騰の影響を受ける指定管理者への支援 内容 給食の食材料費に対する補助金の交付
〔子ども・子育て支援給付事業〕 ・特定教育・保育等事業 18 負担金、補助及び交付金 3,843 保育園等運営支援補助金	〈特定財源〉 県 2,562千円 3,843,000円×2/3

歳 出
6 款 農林水産業費
1 項 農業費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 農 業 費	233,635	7,752	241,387				7,752	1報 酬	88
								8旅 費	2
								10需 用 費	8
								11役 務 費	4
								18負担金、 補助及び 交 付 金	7,650
計	233,635	7,752	241,387				7,752		

6-1-1 農業費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
〔農業者経営安定化事業〕 7,752 ・農業者経営所得安定対策推進事業（物価高騰対策） 1 報酬 88 会計年度任用職員 8 旅費 2 費用弁償 10 需用費 8 消耗品費 一般事業用 11 役務費 4 郵便料 18 負担金、補助及び交付金 7,650 江南市農業者物価高騰対策支援金	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 2 目的 農業者の営農継続と経営安定のための支援 内容 江南市農業者物価高騰対策支援金の交付

歳 出
 10款 教育費
 5項 保健体育費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 学 校 給 食 費	1,700,116	1,048	1,701,164			△31,612	32,660	18負担金、 補助及び 交 付 金	1,048
計	1,935,826	1,048	1,936,874			△31,612	32,660		

10-5-2 学校給食費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
[給食用物資購入事業] ・ 給食用物資調達事業	1,048 ★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ （財源更正） 〈特定財源〉 そ △20,539千円 小学校児童職員徴収金 補正後224,706,000円ー補正前245,245,000円 そ △11,073千円 中学校生徒職員徴収金 補正後129,513,000円ー補正前140,586,000円 目的 児童・生徒の保護者負担軽減 内容 12月分の給食費無償化
・ 給食用物資調達事業（物価高騰対策） 18 負担金、補助及び交付金 江南市小中学校等昼食費支援金	1,048 ★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 目的 学校給食の提供を受けていない市立小中学校に在籍する児童・生徒の保護者に対する無償化相当分の支援 内容 江南市小中学校等昼食費支援金の交付

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金対象事業

1 対象事業

(単位：千円)

部課名	事業名	事業内容	事業費
経済環境部			
農政課	農業者経営所得安定対策推進事業 (物価高騰対策)	物価高騰による影響を受けている市内農業者へ支援金を交付する。	7,752
健康こども部			
こども未来課	保育園指定管理事業 (物価高騰対策)	市内の公立保育園を運営する指定管理者に対して、令和7年4月から令和8年3月までの給食に係る食材料費の一部を補助する。	7,228
教育部			
学校給食課	給食用物資調達事業	令和7年12月分の児童・生徒の給食費保護者負担分を全額補助する。	31,612
	給食用物資調達事業 (物価高騰対策)	学校給食の提供を受けていない市立小中学校に在籍する児童・生徒の保護者へ無償化相当分の支援金を交付する。	1,048
合 計			47,640

農業者経営所得安定対策推進事業 (物価高騰対策)

1 事業目的

資材価格等の高騰により影響を受けている市内農業者への支援となるよう、支援金を交付する。

2 事業内容

(1) 交付対象者

農業経営を行っている市内在住の農業者又は市内に事業所がある農業法人。

農業者は市内在住で令和 6 年中に農業収入又は農業所得があるもの、若しくは令和 7 年 7 月 1 日までに農業経営を開始したもの。

農業法人は市内に事業所を開設しており、市内の農地に権利(賃借権若しくは使用貸借権又は所有権)を有しているもので、令和 6 年中に農業収入又は農業所得があるもの、若しくは令和 7 年 7 月 1 日までに農業経営を開始したもの。

(2) 交付金額

1 事業者あたり 5 万円

(3) 申請期間

令和 7 年 9 月 1 日(月)から令和 7 年 11 月 28 日(金)まで

3 事業費

7,752 千円

支援金 7,650 千円

事務費 102 千円

令和 7 年報告第 1 2 号

損害賠償の額を定めることについての専決処分について

市において損害賠償義務が発生したので、その額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 7 月 3 0 日提出

江南市長 澤田 和延

専決処分書

損害賠償義務が発生したので、その額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和7年6月17日

江南市長 澤田 和延

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 市側 | 学校給食課 |
| 2 | 相手方 | 名古屋市熱田区桜田町19番18号
東邦ガス株式会社 |
| 3 | 事件の概要 | 北部学校給食センターにおける5月請求分（4月利用分）31,428円のガス料金に対し、支出行為を失念しており、129円の延滞金を支払う必要が生じたため。 |
| 4 | 損害賠償額 | 延滞金 金 129円 |